

■ 7.1 閣議決定における「平和主義」等の切り捨てという「論理のすり替え」

1972 年政府見解	7.1 閣議決定
<p>(前略) 憲法は、第 9 条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第 13 条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、<u>自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。</u></p> <p><u>しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止</u></p> <p>(や) <u>むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。</u></p> <p>そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわがざるを得ない。</p>	<p>(2) 憲法第 9 条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第 13 条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第 9 条が、<u>我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。</u></p> <p>一方、この自衛の措置は、<u>あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆られるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。</u></p> <p>これが、憲法第 9 条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば<u>基本的な論理</u>であり、昭和 47 年 10 月 14 日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「<u>集団的自衛権と憲法との関係</u>」(小西注：1972 年政府見解)に明確に示されているところである。</p> <p>この<u>基本的な論理</u>は、憲法第 9 条の下では今後とも維持されなければならない。</p>

■ 第 183 回国会 参議院予算委員会 平成 25 年 2 月 26 日

○政府特別補佐人(山本庸幸君) 憲法前文におきまして、いわゆる平和主義に関係するところは三つだと思ひます。第一は、その第一段におきまして、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」としているところ。第二段におきまして、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」という部分。最後に、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」としておりまして、こういう部分が我が国が平和主義の立場に立つことを宣明したものと思つております。

出典：平成 26 年 7 月 1 日・国家安全保障会議決定・閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」、昭和 47 年 10 月 14 日参議院決算委員会政府提出資料及び第 183 回国会参議院予算委員会平成 25 年 2 月 26 日会議録より小西洋之事務所作成

平成 27 年 5 月 19 日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之